

その気持ちに、 ありがとう。

社会福祉協議会は、社会福祉法という法律に基づいて全国各地に設置されている民間の非営利法人です。富士見市社会福祉協議会は市民の皆さまとともに、このまちの地域福祉を推進しています。

お預かりした会費は、だれもが安心して暮らし続けることのできる地域づくりのために、多岐にわたって活用されます。

地域活動の第一歩となる会員会費に、ぜひ皆さまのご協力をお願いいたします。



富士見市社会福祉協議会
マスコットキャラクター
「うさみん」

会員会費の活用例

地域ぐるみの 支え合い

社協が行う事業の運営費用として



地域活動の 応援

地区社協への活動助成として



地域交流の 場づくり

地域交流事業「ぱれっとあきまつり」の運営費用として



福祉機器の 貸出

貸出用車椅子や福祉体験セットなどの修繕・維持費用として



市民活動の サポート

ぱれっと複合機の維持費用として



伝える・伝わる 広報活動

広報誌発行やホームページの運営費用として



社協の会員会費にご協力をお願いします

富士見市社協



「人と人をつなぐ人と地域をつなぐ身近な相談窓口」
社会福祉法人
富士見市社会福祉協議会

〒354-0021 埼玉県富士見市大字鶴馬1932-7
市民福祉活動センター「ぱれっと」内
049-254-0747 ☎ 049-255-4374
<https://www.fujimi-shakyo.or.jp/>



社協ホームページ

Q. 「社協会員」って何をするの？

- A. **会員になったからといって、特に何かをしなければならないということではありません。**
社協の理念・事業に賛同し、会費で社協を側面から支えてくださる方々のことを「社協会員」と呼んでいます。会員の加入は強制ではなく、任意です。

Q. 毎年自宅に封筒が届くのはなぜ？

- A. **どなたでも気軽に地域活動にご参加いただけるよう、毎年封筒を全戸配布しています。**
社協会員は4月～翌3月までの年度ごとの更新制です。毎年5～6月頃に実施する会員会費増強運動の一環として封筒をお届けしていますが、会費の納入は通年受け付けています。

Q. いくら入れたらよいのか分からない……

- A. **ご協力いただける範囲内でお願いをしております。**
会員の種類ごとに基準となる金額を設けておりますが、必ずその金額でなくとも構いません。ぜひ少額からでも、自分の地域をよりよくする活動の第一歩としてご検討ください。

Q. 封筒を預けるのは不安だな……

- A. **信頼のおける町会や地区社協の方々のご協力により、社協まで安全に届けられます。**
未開封のまま届けられた封筒は、複数職員の立ち会いのもと、開封・集計作業を行います。集計結果は町会や地区社協の代表者さまへお送りするほか、社協のホームページにて公開しています。

会員の種類

▶▶ 個人または団体の方は

普通会員

自分の地域をよりよくする一歩に
500円から

特別会員

福祉活動を推進する力に
1,000円から

賛助会員

事業継続の大きな支えに
10,000円から

▶▶ 施設や企業・法人の方は

団体会員



社会貢献の一環として
5,000円から

法人会員

地域と歩むパートナーとして
10,000円から

※500円未満は寄付扱いとなります
※領収書の発行は希望者のみとなります

会費の納入方法

納入方法	お手続きの流れ	メリット・特徴
地域の担当者さまへお渡し	全戸配布される専用封筒に会費を入れ、 町会や地区社協の方、班長さま等 へお預けください。	自宅にいながら、お近くの役員さまを通じて手軽に納入いただけます。
社協窓口へご持参	本会(社協)の事務局窓口 まで直接お越しください。	領収書がその場ですぐに必要な方や、職員に相談・質問がある方に最適です。
オンライン決済	寄付プラットフォーム「 Syncable(シンカブル) 」より、カード決済等で納入ください。	24時間いつでもどこでも納入可能です。  Syncable 



社協や地域の活動は
各種SNSにて発信中！
ぜひご覧ください



X (IB:Twitter)



Instagram



YouTube